

広島県消費者基本計画（第2次）の概要

基本理念

県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心して暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現

5年後の広島県の姿

県や隣接した市町のバックアップ体制が整備され、県内どこでも消費生活相談窓口でも同様のサービスを受けることができます。また、窓口の役割が県民に理解され、相談しやすい身近な存在として認知度が向上しています。

安全・安心な消費生活を送れるよう、消費者被害を防止する様々な仕組みづくりが進められています。

関係機関等の連携体制が構築され、ライフステージに応じた消費者被害防止のための消費者教育が行われています。

基本的方向・施策目標・今後の取組

	施策目標	今後の取組
基本的方向Ⅰ： 消費者被害の 防止と救済	1 消費生活相談体制の充実強化	(1) 県生活センターの充実強化 (2) 市町相談体制の充実に向けた支援
	2 高齢者等への支援	(1) 高齢者等への的確な情報提供 (2) 高齢者等の見守り体制の充実強化
	3 事業者指導の強化	(1) 悪質事業者に対する指導・取締りの強化 (2) 事業者のコンプライアンス意識の向上促進
基本的方向Ⅱ： 消費者の選択の 機会と安全・安心の確保	4 商品・サービス・食品の安全性の確保	(1) 商品・サービスの安全性の確保 (2) 食品の安全性の確保
	5 事業者の適正な情報提供と消費者の 選択機会の確保	(1) 表示等の適正化の推進 (2) 生活関連商品等の安定供給
基本的方向Ⅲ： 消費者教育の推 進	6 様々な場における消費者教育の推進	(1) 学校における消費者教育の推進
		(2) 職場における消費者教育の推進
		(3) 家庭・地域における消費者教育の推進
	7 消費者教育推進のための人づくり	(1) 人材の育成・支援 (2) 教材・啓発資料等の作成・提供
8 消費生活と関連する他の教育との連 携推進	(1) 環境教育との連携推進	
	(2) 食育との連携推進	
	(3) 法教育との連携推進	
	(4) 金融経済教育との連携推進	
基本的方向Ⅳ： 県民意見の反 映と多様な主 体との連携・協 働	9 消費者行政への県民意見の反映	(1) 県民意見の施策への反映 (2) 消費者団体等との意見交換の実施
		10 関係機関等との連携・協働

重点的に取り組む項目

(1) 市町の相談体制の充実に向けた支援

◆ すべての市町が週5日以上窓口を開設している体制を構築します

相談窓口を週5日以上開設する市町数
(H25) 14市町 (目標) 全市町

◆ 同様の相談に対しては、相談対応結果が等しくなっています

PIO-NET等導入市町数
(H25) 14市町 (目標) 全市町

◆ 相談窓口の認知度を向上させます

消費生活相談窓口の認知度
(H24) 71.9% (目標) 80%

(2) 高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化

高齢者

◆ すべての市町と連携して高齢者の見守り体制を充実強化します

高齢者の消費者被害防止のための見守り体制がある市町数
(H25) 6市町 (目標) 全市町

「見守りねっと」メルマガ登録者数
(H25) 279人 (目標) 3,000人

若者

◆ 若者の相談窓口の認知度を高め、利用を促進します

若者の消費生活相談窓口認知度
(H24) 39.2% (目標) 70%

(3) 消費者被害防止に向けた消費者教育の推進

◆ 消費者教育に係る情報の一元化を図り県民に提供します

県・市町開催の啓発講座等の実施状況
(H25) 県・21市町 (目標) 毎年度、県・全市町
(H25) 344回 (目標) 毎年度、現状値以上